



## 質問

**管理費等の収納について、マンション管理業者が集金代行会社と契約している場合は、収納口座の印鑑等を保管していなくても、毎月の移換が必要ですか。**

(相談概要)

管理費等の収納について、マンション管理業者が集金代行会社と集金代行契約を締結している場合は、収納口座の名義が管理組合であって、マンション管理業者が当該口座の印鑑等を保管していなくても、毎月の移換が必要ですか。



## 回答

原則として、毎月収納口座から保管口座に移し換えをする必要があります。  
ただし、イ又はロの方法において、マンション管理適正化法施行規則第87条第3項第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、移し換えの対象となる修繕積立金等金銭を引き続き当該収納口座において管理することを管理組合等が承認している場合には、引き続き当該収納口座において管理しても差し支えない(国総動第47号)とされています。

ご質問のケースの場合、マンション管理適正化法施行規則第87条第3項第一号に該当しないこととなるため、毎月の移し換えが必要となります。

マンション管理適正化法施行規則第87条第3項第一号及び第二号は以下のとおりです。

- 一 「管理組合等を名義人とする収納口座に直接預入される場合」 又は  
「マンション管理業者又は管理業者から委託を受けた者が徴収をしない場合」
- 二 「マンション管理業者が、当該管理組合等を名義人とする収納口座に係る印鑑等を管理しない場合」

国総動第47号(平成21年9月9日)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

2 財産の分別管理について

(1) 規則第87条第2項第1号関係

② 修繕積立金等金銭又は第1項に規定する財産を収納口座に預入する場合において、規則第87条第3項各号のいずれにも該当し、かつ、その月分として徴収された修繕積立金等金銭又は第1項に規定する財産から当該月中の管理事務に要した費用を控除した残額を引き続き当該収納口座において管理することを管理組合等が承認している場合には、同条第2項第1号イ又はロに規定する方法としてその月分として徴収された修繕積立金等金銭又は第1項に規定する財産から当該月中の管理事務に要した費用を控除した残額を、翌月末日までに収納口座から保管口座に移し換え、当該保管口座において預貯金として管理しているものと解して差し支えない。

<ご利用上の注意>

○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。

○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。